

矯正と心
— 刑務教誨と宗教的倫理の実践 —

The Heart of Correctional Rehabilitation:

Prison Chaplaincy and Religious Ethics in Practice

CIR SEMINAR

2016年6月4日

アダム・ライオンズ

Adam LYONS

alyons@fas.harvard.edu

ハーバード大学院

Harvard University

2 矯正と心：刑務教誨と宗教的倫理の実践

1. はじめに

現代社会において、宗教に何が求められているのか？この問いを念頭に置いて本論文では矯正制度における宗教の役割について考察した。具体的には、教誨師連盟と各宗派の教誨マニュアル、必携、事例集、機関紙などの文字資料の内容を検討し、他に25人の現役の教誨師へのインタビュー、教誨師の研修会と教誨師連盟の教誨マニュアル編纂委員会への参加、また教誨の現場（東京にある矯正施設）の参与観察などを行った。特に論じたいテーマは3つある。

1) 更生・矯正で教誨師や宗教に何が求められているのか。

2) 教誨師による矯正・更生の宗教的意味付け、またはその必要性。

3) 世俗的空間である刑務所での宗教教誨の役割で見える世俗的空間と宗教的空間の関係。

論点は、教誨が世俗的な救済論として機能しているということである。以下に紹介する資料（矯正局の資料、教誨マニュアル、教誨を受けている被収容者の声を記した調査）には、機能主義的な宗教観が明白である。例えば、次の中尾文策元法務省矯正局長の構造機能主義的な宗教解釈が代表的である。

信者がその信仰をはぐくみ育てることであって、再犯防止のを直接の目的とするものではない。無論信者がその信仰に生きる限りその結果としておのずから再犯防止の事実を生じるのであるが、それはどこまでも信仰の結果である。

[中尾 1976: 5]
この機能主義的な論理を分析してい

たい。

宗教教誨の機能そのものについてさらに考えたい。ある意味で、教誨の世俗的な機能が再犯防止になるのだが、矯正の世俗的な論理が再犯防止を「信仰の結果」として認めるのであれば、矯正の現場では、宗教的なものと、そうではないものの区別は難しい。そもそも更生・矯正の論理自体、プロテスタントの内面的な宗教観の論理の系譜を受けて「改心」や「内面的な変化」を目的としており、教誨の世俗的な目的（更生）が宗教的な目的（救済）と絡み合っているのである。

2. 仏教経典における「教誨」

現在、「教誨師」という語彙が「チャプレン」の訳語なのではないかという常識があるようである。¹しかし、以上で見たように、チャプレンという語彙はキリスト教用語で、キリスト教の歴史と密接的につながっている。ここで「教誨師」や「教誨」の由来と特質を考える必要がある。「教誨」とは仏教用語で、経典には、仏教の救済論と道徳と深くつながっている。中村元の『仏教語大事典』によると、教誨の意味は「教え諭す」ということだが、誰に何を教え諭すのかということが大事だと主張したい。

近代の歴史を略するが、指摘しておきたいのは教誨師が宣教師・教導職と並べて、大教宣布運動に現れると伝えられているということである[『教誨百年』1973: 3-4]。そして、明治時代に、浄土真宗僧侶（島地黙雷など）が「教誨」という言葉を使っていた[島地黙雷全集 vol. 2 1973: 486]。黙雷らが知っていた「教誨」とは「西洋の教誨」ではなく、仏教用語としての教誨にちがいない。こ

ここで簡単に経典に見える「教誨」を紹介するため、浄土真宗が重視する『大無量寿経』（下巻、五悪段）をみよ。『教誨マニュアル』にある読み下し（そのまま）を乗せる。まずは、親が子に教誨するという事例が出る。

父母、教誨すれば、目を瞋らし怒りて鷹（こた）ふ。言令和らかならず。違戻し反逆すること、たとへば怨家の如し

〔『教誨マニュアル』 1994 25-26〕
次に、仏教徒が教外人に教誨する。

慈心をもって教誨して、それをして善を念ぜしめ、生死・善悪の趣、自然にこれあることを開示すれども、しかもあえてこれを信ぜず。心を苦（くだ）きてともに語れども、その人に益なし [同上]。

最後に、仏が「主上」（支配者）に「その下」を善に導いて、仏の教誨を無視させてはいけないという忠告をするところが見える。論理的に、これは必然的に仏教徒が「主上」に教誨する権利を持つということになるに違いない。

主上善をなして、その下を率化してうたあひ勅令し、おのおのみづから端（ただ）しく守り、聖（者）を尊び、善（人）を敬ひ、仁慈博愛にして、仏語の教誨あへて虧負（きぶ）することなかれ。まさに度世を求めて生死衆悪の本を抜断すべし [同上]。

『大無量寿経』で見える「教誨」という仏教用語が、邪見を信じ込んでいる人に正見を教えてあげるという意味を持っている。正と邪が仏教の基本的な対立であり、善と悪の区別をつける論理として機能している〔『仏教における正と邪』1983 参照〕。大蔵経データベースで「教誨」を検索すると、912 回出てくるのだが、「邪見」と一緒に出てきているのが

690 回である。教理的に、八正道の第一条が「正見」で、「正見」がないと悟りができないという基本的な教えがある。邪見には、様々な種類があるのだが、「因果応報」や「業」の法則（とそれを包括する輪廻転生の形而上学）を信じないという代表的な邪見が以上の事例に出た：「生死・善悪の趣、自然にこれあることを開示すれども、しかもあえてこれを信ぜず」。後でまた触れるが、ここで指摘したいのは、この「因果応報」という教義が明治期から現在に至るまで、仏教の宗教教誨の一つの大きなテーマである。そのため、現代の教誨が経典に現れる教誨の系譜と論理的に、または教義的に繋がっている。

3. 日本における宗教教誨の現状

『教誨百年』によると、「教誨師」が現れたのは1872年、大教宣布運動の時代であった。浄土真宗僧侶と教導職の鵜飼啓潭（名古屋）と箕輪対岳（東京）が日本初の教誨師としてよく指摘されている〔『教誨百年』 1973: 3-4〕。1925年の「治安維持法」後、教誨師が「思想犯」の教化を担当することになり、転向問題と深く関わっていた〔殿平 1977〕。敗戦後に、GHQの巣鴨プリズンにて、有名な仏教学者の花山信勝が東條英機らの死刑囚戦犯の教誨を行った〔花山 1995〕。1946年5月に、GHQによって、教誨活動が各宗派に解放された。強制的教誨の時代が終わった。篤志家による「希望教誨」の活動が始まり、各宗派と各地域の民間教誨師連盟が設立された。全国教誨師連盟が一番権力を持って、最終的に教誨師の任命を許可する。現在、1862人の教誨師がいる（その6割が仏教系）。

戦後日本では、国による教誨が禁じら

4 矯正と心：刑務教誨と宗教的倫理の実践

れているので、それ以来の教誨師の任命の過程について触れたい。教誨師はよく「ボランティア」だと言われているのだが、事実はちょっと違う。インタビューに「どうやって教誨師になりましたか」と聞いたら、24人の内の22人が「教団の先輩に勧められた」と答えた。そして、「教誨師になってよかったと思いますか」に肯定的に答えたのが圧倒的に多かったが、一人はこう答えた：

どうして教誨師になったかという
と、それは前世で悪いことをしてしま
ったせいで刑務所との縁を作ってしま
ったのです（笑う）。教団に選ばれた
からですよ。断れる立場じゃないから。

これは非常に示唆的な発言だったと思う。教誨が無償なのに、大変な苦労となる場合も多いし、精神的な負担にもなり得る。それにしても、インタビューで教誨師になってよかったというのが、一人を除いて、ほとんどであった。ある死刑囚教誨師は「教誨師になってから自分の人生観が深くなったと思います。」と語った。

4. 教誨の内容と目的：更生と救済

4-1 宗教教誨と一般教誨

教誨には幾つかのタイプがある。特に注目したいのは一般教誨と宗教教誨の違いである。宗教教誨が希望教誨で、特定した宗教の教義をベースにしている。一般教誨は希望者だけではなく、被収容者全員を対象とする場合もある。そのため、信教の自由に違反しないように、一般教誨には特定した宗教の教義を出してはいけない。この使い分けは当然憲法を基本としている。²

神社本庁の『教誨手引き』にこの説明がある：

教誨には全収容者を対象とする一般教誨、特定の希望者を対象とする集合教誨、個人の希望による個人教誨、死亡時における棺前教誨などがある。一般教誨は、教誨師の講話という形式が多く、特定の宗教とはまったく関係を持たずに行う教誨、特定の宗教に意識を持つことなしに、社会通念上の宗教一般の教化もこの範囲に入ることとされている。ここでは一般常識を基礎として道徳的価値判断をさせ、社会に適応し得る徳性を涵養する内容が望ましい。

[神社本庁 1999: 44]

宗教家である教誨師が一般教誨と宗教教誨の両方を担当している。宗教教誨には、希望者向きの集合教誨・個人教誨・棺前教誨、そして死刑囚教誨がある。お盆とお彼岸とお祓いとクリスマスとは集合・宗教教誨なので、希望者のみである。一般教誨は、新入被収容者の全員向きの講義、釈放される前の講義、と誕生日会がある。³

教誨の現場で一般教誨と宗教教誨の違いを注意しなければいけないのだが、実際にはその区別を付けるのが難しい時もあると考えられる。「社会通念上の宗教一般の教化」とはどこまでなのか？宗教一般とは何か？この問いへの答えもそもそも宗教・信仰に左右されるとも思われるのである。しかし、矯正と宗教の両方が心を取り扱っているため、矯正の現場では宗教教誨・と一般教誨の両方が大切だとされている。

4-2 教材で見える「教誨の目的」： 教誨論に見える更生と救済

教誨師の育成のため、国との情報交換ネットワークができています。教材（マニュアルなど）で見える「教誨の目的」が重要なテーマである。この「教誨論」の特質を分析していきたい。注目したいのは、1) 宗教の更生への結果についての発言（機能主義的な論理）、2) 更生の宗教的意味づけ、と 3) 教誨活動そのものへの宗教的意味づけである。

資料1 浄土真宗大谷派の『真宗の教誨』

「日々、私たちは、犯罪を、そして犯罪によって引き起こされるさまざまな悲劇を見聞する。そして、時にはみずからの現実として体験しなくてはならない。私たちの人生にとって犯罪とか罪悪とはどのような意味をもち、またどのようにかかわっていけばよいのだろうか。犯罪は、それが個人によるものであれ、ある集団・共同体によるものであれ、国家によるものであっても、折にふれて私たち人間のあり方を根底から問い直す機運になってきた。思うに、罪とか悪とかは、人間のなしうる行為の一つというよりも、むしろ人間であることの本質と深く結びついている。」

『真宗の教誨』同編纂委員会 2011:47]

資料2 天理教の『教誨師の手引き』

「神さまのお話に、「この世は、因縁納消の道」と、教えられます。本教としての矯正教育の目的は、犯罪という過去を納消して、転じてよき「よふぼく」となり、人を助けることによって社会に貢献する人を養成することにあります。」

[『天理教教誨の手引き』同編纂委員会 1995:50]

資料3 浄土真宗本願寺派の『教誨師必携』：

「被收容者は違法行為により科せられた処遇であるが、教誨師は彼等の心情に慈愛をもって接するとともに、懺悔贖罪の心に目覚めしめるように努めることが肝要である。信心の人として更生し、幾分なりとも奉仕の精神を身につけて社会に復帰する被收容者を育成するために、絶えざる教学の研鑽と教誨の施策の研修に精励せねばならない。」[『浄土真宗本願寺派教誨師必携』同編纂委員会 2003: 69]

資料4 全国教誨師連盟『教誨マニュアル』：

「教誨師が改過遷善に導く仕業は、生き甲斐のある仕事であり、最も業の深い難しい教育である。教誨しているうちに、被收容者が人間回復を自覚に立った時、教誨師の感激は終生忘れることができない。その時、教誨師は施設の門を出るとき、門前に立って、教誨の勝縁に対し、感謝で胸一杯に満ち、深く頭が下がることがある。教誨師になった喜びが実に大きい。「…」

ところが、社会が、こういう更生された者を暖かく迎えてくれるならば幸せであるが、決して、そうばかりとはいえない。彼らの中には、社会に出ると、以前にいた組織から、出所と同時にその身を囲まれて自由にならず、再び組織で暮らすことになる者もある。そして彼らは、やがて再犯し、さらにたびたび累入する運命をたどる。これは極めて悲しむべきことであるが、この現実はどうすることも出来ない。これは教誨師を務める者としての終生の悩みであり、深刻なる課題である。

教誨師の中には、彼らを出所と同時に、

6 矯正と心：刑務教誨と宗教的倫理の実践

自分の社寺や教会の施設に住まわせて護った御苦勞もあるが、組織に関係があると、どんなに頑張っても、組織からの働きかけに、最後はどうしてやりようもない。この点、胸ふさがる思いで一杯である。甚だ痛ましい。

しかし、そういう彼らは、組織の中に入られても、教誨を受けた感激は決して捨てていない。永遠のいのちを深く味わっている。神仏の救いをうけても、その人の業縁があるならば、どんな業もおこる。そこに深い悲しみをおぼえるものである。[全国教誨師連盟 1993: 85-6]。

4-3 解釈：教誨論と神義論

このすべての教材に見えるように、教誨論では更生と宗教が結びついている。各教団の「教誨論」にて、更生のプロセスには、それぞれの宗教的な意味が与えられている。以上のテキストで見える、「悪が人間の本质と結びついている」、「因縁納消」、「信心」といった台詞は教義的な意味を持っているにちがいない。ただし、「再犯防止」という機能が同じにせよ、教義上の救済についての解釈が宗教によって違ってくる。それに、「教誨師が改過遷善に導く仕業は、生き甲斐のある仕事」や「教誨の勝縁」という台詞は、教誨活動そのものに宗教的な意味を見出しているのだが、これは教団が作った教材ではなく、全国教誨師連盟の責任で作られたテキストだと指摘しておく。

このすべての教団の資料における「宗教的な意味づけ」の共通の教義上のテーマは、ピーター・バーガー (Peter Berger) の言葉を借りて言えば、神義論・悪の問題 (theodicy) への解釈だと考えられるのではないか。[Berger

1967:56]⁴

アノミーを防ぐため、個人や団体は思想体制の枠組の内在的な論理で悪の存在を合理化しようとする。合理化することができなければ、社会の秩序を守る価値観や思想が信用されなくなり、人間は新しい考え方を見つからなくなるとバーガーは想定する。バーガーはこの「悪」の合理化のプロセスを「神義論」という。因果応報・業・輪廻転生 (karma/samsara の形而上学) もバーガーの説で神義論となる訳である。⁵

以上で『大無量寿経』における「教誨」の意味を分析したところに、因果応報を信じないという代表的な「邪見」を対象とする事例を紹介した（「生死・善悪の趣、自然にこれあることを開示すれども…」）。この経典では、「教誨」が因果応報説を擁護することになるので、神義論に当たる訳である。

それに、以上に紹介した全国教誨師連盟のマニュアルに、なんで教誨を受ける者が累入してくるのか、という問いには、犯罪学的な説明（「組織の働きかけ」と一般宗教観・一般仏教通論による説明（神義論的な説明））が加えられている（「業縁」）。それぞれの神義論によって、各教団の「教誨論」は犯罪と更生のプロセスに実存的な意味をあたえようとしているという共通点がある。

教団や教誨師連盟の資料はこの実存的な意味を大切にしているのだが、教誨師に頼っている施設は、更生や矯正の意味についてのこと、それに被収容者の苦しみや、最悪の場合に、死に関連する問題、を教誨師に任せることができるという側面も指摘しておく。⁶

ここで、世俗化論という課題との関係を指摘しておきたい。世俗的な領域だと

思われる矯正・更生論にでも、「改心」、「内面的な変化」という、プロテスタントの神学の響きのある言葉がよく使われている。しかし、それを充実化する内容（どんな内面的な変化なのか等）は、宗教家たる教誨師に任せられている。これは一種の役割分担になっているのだが、矯正論の基本的な人間観はプロテスタントの神学の系譜に由来がある故に[Foucault, Michel 1995: 122-123]、世俗的空間である矯正施設には宗教家が必要となり、宗教家が世俗的空間の欠如を補足していると言えるだろう。

5. 施設訪問：教誨の現場

これから教誨の現場と実践を紹介したい。そのため、2つのケース・スタディでまとめて見た。

事例1 川越少年刑務所：一般教誨・新人への講話 浄土真宗本願寺派

私が2015年4月27日の朝に川越少年刑務所で見た新入被収容者向きの講義は、浄土真宗（本願寺派）の教誨師（男性60代）による一般教誨であった。テーマは「コスモロジー」であった。窓の外から覗いていたので、被収容者の方ははっきり見えなかったが、教室のような部屋に、10人ぐらいの少年が集まっていた。教誨師は「生命」と「縁」と「7億年」という字を黒板に書いて、この惑星での生命の誕生から、進化論へ、そして人間として生まれてきたことの珍しさと重要性についてのお話をした。簡単にいうと、教育的なポイントは「道徳的」に行動しないといけない。我らは人間として大切な責任を持っているから。これは、確かに仏教的な内容なのだが、親鸞、念仏、信心という言葉は出て

来なかった。浄土真宗の教義よりは、仏法通論に近いような内容だと思った。

この講話は一時間ぐらいかかった。終わったところに、教誨師と一緒に刑務所の教育部の事務室に戻った。教誨師はその日の教誨についての簡単なメモを書いた。それを教育課に渡すことになっているようである。事務室でもう一人の浄土真宗（大谷派）の教誨師に会った。彼は宗教教誨・個人教誨を終わったところで、同じく、その日の教誨についてのメモを書いていた。後で、二つの教誨室（教室とは別）を見せてもらった。仏壇のある仏教系の教誨室の隣に、キリスト教の十字架が祭壇の中心にある教誨室もあり、刑務官は「神棚もありますよ。」と言った。

後で教誨師と一緒に車に乗って、教誨の内容について聞いてみた。「あれは簡単な話だけだったんですよ。今日はあまり深い話はしなかった。」と師は言った。

事例2 立川拘置所 宗教教誨・個人教誨 浄土宗

2012年8月22日に、立川拘置所で浄土宗の女性の教誨師（50代）の宗教教誨・個人教誨を見学した。教誨室に仏壇・十字架・神棚の三つのシンボルに適用できる棚があった。教誨師以外は、刑務官一人が部屋にいた。最初の被収容者が、もう一人の刑務官に連れてこられて、部屋に入った。高齢な女性の方で、腕がパーキンソン病特有の震えのように震えていた。教誨師と簡単な挨拶をし、それから被収容者が仏壇の前にお線香を奉納し、お辞儀をし、席に座った。それから、教誨師と刑務官と私と4人で、配られた『浄土宗のおつとめ』というテキストを朗読し始めた。「香偈(こうげ)」を唱え、⁷それから「三宝礼(さんぼう

8 矯正と心：刑務教誨と宗教的倫理の実践

らい)」を唱え、念仏も唱えた。後で教誨師に聞いたが、これは親族の誰かの命日だった。20分ぐらいかかった。被収容者の方は教誨師に「ありがとうございます」と言い、部屋を出た。

次の被収容者は高齢な男の方で、ちょっと不自然に止まったりする話し方を聞いたら、なんとなく知的障害なのではないかと思った。部屋に入って、お辞儀し、椅子に座り、また『浄土宗のおつとめ』を開き、みんなで「念仏」などを唱えた。それから個人教誨の相談が始まった。教誨師：「もうすぐ釈放ですね。」男：「はい、そうです。」師：「何回もバカなことで逮捕されたようですが、戻って来ないでください。なんでこんなに入ってきたのですか？」男：「わからない。お金あればすぐ楽しいことしたい。あまり考えていない。」師：「今回出たら、悪いことをする前に仏様の顔を思い出してください。」男：「仏様の顔なんかわかりません。」師：「だったらお母様の顔を思い出してみてください。」男：「お母さんの顔も忘れちゃったよ。」師：「でもお母様はまだ生きていらっしゃるでしょう？きっと会いたいと思っていらっしゃるよ。」このような相談が続けていた。20分ぐらいたった時、また念仏を唱え、「頑張ってください」と教誨師は言い、男は部屋を出た。

6. 教誨の効果：被収容者の声と再犯率への影響について

この論文では教誨の宗教学的な解釈で止まることにするのだが、教誨をどう評価するのかという質問がよく出るので、結ぶ前にその問いに一言を加えたい。教誨を評価するには、教誨を受けている

被収容者の声を重視することが大切だと主張したい。教誨の再犯率への直接的な影響は非常に測りにくい。しかし、赤池と石塚の『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究』（2011年）の教誨の効果に関する調査によると、宗教教誨を受けている被収容者は教誨に期待している [赤池・石塚 2011: 12-16]。宗教教誨は「役に立っている」と答えたのが「75.1%」（集合教誨を受ける方）と80.7%（個人教誨）である。

これに、一つの個人的な印象を加えたい。施設から釈放され、どこも行く先のない元被収容者が、施設内で知り合った教誨師の教会に現れ、「助けてください」という事例は自分の目で見た。その釈放された男には結局、教会（教誨師の自宅）に住み込んでもらった。教誨師は「仕事を見つけるまで、ここに泊まってもいいですよ。もちろん協力します。」と言った。指摘したいのは、教誨師が「心のケア」に止まらず、物理的な援助を提供しているケースもある。教誨師がいろいろなレベルで被収容者に期待されているようであり、教誨を評価する時には、直接に再犯防止への影響を測ることがやりにくいにしても、被収容者のニーズで考えると、肯定的に評価することができるであろう。

7. 結論：教誨の宗教学的解釈の試論

現代社会においては、宗教に何が求められているのか？または、誰が宗教に何を求めているのか？宗教がどの役割を果たしているのか？矯正の現場では、法務所・矯正局だけではなく、教誨を受ける被収容者も更生のプロセスで教誨師に期待しているということが指摘されている。

教誨について考えると、刑務所で世俗的な領域と宗教的な領域の区別が曖昧と言えるであろう。教誨の手引きに、一般教誨の場合には「社会通念上の宗教一般の教化」や「一般常識を基礎として道徳的価値判断をさせ」とあるが、現場では宗教的な指導と一般的な指導の区別が難しい。以上の一般教誨の事例で、コスモロジーが講話のテーマとなり、仏教通論のような内容となった。これは宗教と無縁な一般教誨だとは言えないのではなかろうか。

前述したように、そもそも「改心」を目的とする矯正そのものが宗教的な系譜を引き継いでおり⁸、刑務所において宗教家の存在が求められているということは、ある意味で当然でもあるのである。

それに、近代国家における矯正制度の発展が、各教団に神学的・教義的な反省をせまった面もある。例えば「犯罪」という社会問題をどう把握するのか？宗教家は人々の「心」を取り扱い、「こころなおし」を行うと社会的に承認されている一方で、矯正制度は犯罪の原因を個人の「心」に求める傾向がある。このような状況において、各教団は犯罪と更生に宗教的な意味を見出し、これを悪の問題・神義論として教義解釈に組み込み、かつそれを教誨マニュアルや教材において説くことで宗教家たる教誨師の育成を試みてきている。これで、各教団に救済と更生を繋がる「教誨論」が現れた。このように見るならば、信仰による内面の変化と、道徳的な行動・徳性がつながられており、それはまた現行の矯正制度において宗教的背景を持つ教誨師が要請されていることにつながっている。

謝辞

国際交流基金 Japan Foundation、早稲田大学、ハーバード大学の Reischauer Institute と Religion and Diversity Project のご支援のもとにこの論文を作成した。感謝の意を申し上げたい。それにたくさんの方からの協力とアドバイスをいただいたお陰でこの論文を完成させることができた。教誨師の皆様、教誨師連盟の皆様、府中刑務所のスタッフの皆様、東京拘置所のスタッフの皆様、立川拘置所のスタッフの皆様、川越少年刑務所のスタッフの皆様、立川拘置所教誨師会、天理教教誨師連盟の皆様、天理教福祉課の石前修様、真言宗教誨師連盟、日蓮宗教誨師連盟、金光教教誨師連盟、そして石塚伸一先生と龍谷大学矯正・保護総合センターの皆様、星野靖二先生、橋爪大三郎先生、安丸良夫先生、梅森直之先生、小川隆先生、弓山達也先生、Charles Mueller 先生、堀川恵子様、繁田真爾様、大澤絢子様、文化庁の大澤広嗣様、と私の指導教官の Helen Hardacre 先生にお礼を申し上げたい。最後に、宗教情報リサーチセンターの皆さま、本研究会に参加させていただき、誠に有難うございます。

註

¹国史大事典の「監獄教誨」のところに、「維新前後にも栗本鋤雲の『匏庵十種』その他に欧米の教誨の紹介がある」とあるのだが、「欧米の教誨」というのはチャプレンのことにちがいない。

²20条がよく指摘されているのだが、19条と89条も強制的宗教教誨を防ぐと考えられる。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれ

を保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。○2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。○3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
(<http://law.e-gov.go.jp/>)

³ 2015年9月3日、インタビュー。この情報は立川拘置所の教誨師による情報である。他の施設での一般教誨の内容は多少違うかもしれない。

⁴ “The anomic phenomena must not only be lived through, they must be explained…(such an explanation) in terms of religious legitimations, of whatever degree of theoretical sophistication, may be called a **theodicy**.” (Berger 1967: 56)

⁵ [Berger, 1967: Chapter 3 “The Problem of Theodicy”]。

⁶ Sullivan 2014: 195 参照：“The chaplain allows the host institution to outsource questions of meaning and purpose... and to deal with suffering and death.”

⁷ 『浄土宗のおつとめ』というテキストが配られた。[浄土宗教誨師会編 浄土宗社会国際曲出版 2006年]。

⁸ 19世紀の西洋の矯正・更生にはキリスト教の宗教色が今日よりも強かった。日本がドイツの矯正学を導入した明治期には、ドイツのすべての刑務所にはルテラン教会の Seelsorge (チャプレン)がいた。[赤池・

石塚 2011: 123-147]。

参考文献

赤池一将・石塚伸一編 2011『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究：その現在と歴史』 日本評論社。

小川太郎・中尾文策 1983『行刑改革者たちの履歴書』 矯正協会。

小川原正道 2004『大教院の研究』 慶応大学出版。

教誨百年編纂委員会 1973『教誨百年』 浄土真宗本派大派・真宗大谷派。

矯正局編 2014『矯正の現状』 法務所矯正局。

刑務教誨司法保護事業研究所編 1926-1939『教誨研究』 刑務教誨司法保護事業研究所。

刑務教誨司法保護事業研究所編 1939-1943『教誨と保護』 刑務教誨司法保護事業研究所。

金光教誨師連盟編 2005『ともに心を開いて：教誨師必携』 金光教誨師連盟。

『真宗の教誨』 編纂委員会編 2011『真宗の教誨』 真宗大谷派宗務所。

神社本庁教誨師研究会編 1999『教誨の手引』 神社本庁。

『浄土真宗本願寺派教誨師必携』 編纂委員会編 2003『浄土真宗本願寺派教誨師必携』 浄土真宗本願寺社会部。

浄土宗教誨師会編 2006『浄土宗のおつとめ』 浄土宗社会国際曲出版。

全国教誨師連盟編 2006『歩みつづける宗教教誨』 全国教誨師連盟出版。

全国教誨師連盟 1993『教誨マニュアル』 編集委員会編『教誨マニュアル』 全国教誨師連盟出版。

『天理教教誨の手引き』 編纂委員会編 1993『天理教教誨の手引き』 天理時報社。

徳岡秀雄 2006『宗教教誨と浄土真宗：その歴史と現代への視座』 本願寺出版社。

殿平善彦 1977『転向と仏教思想』 『戦時下の

- 仏教』中濃教篤編 (講座日本近代と仏教, 6) 国書刊行会。
- 日本仏教学会編 1983『仏教における正と邪』平楽寺書店。
- 中尾文策 1976「慈眼悲心：序にかえて」『刑政』87 (9) 1609。
- 花山信勝 1995『巢鴨の生と死』中公文庫。
- 北海道教誨師連盟編 1968『開道百年：北海道宗教教誨少史』全国教誨師連盟出版。
- 二葉憲香編 1973『島地黙雷全集』二巻 日本仏教布教会。
- 堀川恵子 2014『教誨師』講談社。
- 本願寺本派・大派編 1927『日本監獄教誨史』本願寺出版。
- 三吉明 1967『有馬四郎助』日本歴史学会編人物業書 吉川弘文館。
- 吉田 久一 1991『日本近代仏教社会史研究』改訂増補版 二巻 川島書店。
- Asad, Talal 2003 *Formations of the Secular* Stanford University Press.
- Beckford, James A., Danièle Joly and Farhad Khosrokhavar 2005 *Muslimes in Prison: Challenge and Change in Britain and France*. Palgrave Macmillan.
- Berger, Peter L. 1967 *The Sacred Canopy: Elements of a Sociological Theory of Religion*. Anchor books ed. Garden City, N.Y.: Doubleday.
- Casanova, José 1994 *Public Religions in the Modern World*. Chicago: University of Chicago Press.
- Foucault, Michel, 1995 *Discipline and Punish : The Birth of the Prison*. 2nd Vintage Books ed. New York: Vintage Books.
- Sullivan, Winnifred Fallers, 2014 *A Ministry of Presence : Chaplaincy, Spiritual Care, and the Law*. The University of Chicago Press.
- 2005 *The Impossibility of Religious Freedom*. Princeton University Press.
- Weber, Max, 1864-1920., and Richard Swedberg. *The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism: The Talcott Parsons Translation Interpretations*. 1st ed. New York: W.W. Norton & Co, 2009. Print.

ウェブサイト

- 『相棒』テレビ朝日公式ウェブサイト
(<http://www.tv-asahi.co.jp/aibou/contents>)
- 『観無量寿経』大蔵経データベース
(<http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/ddb-bdk-sat2.php?lang=en>)
- 全国教誨師連盟公式ウェブサイト
(<http://kyoukaishi.server-shared.com>)
- 法務省公式サイト：犯罪白書
(http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/61/nfm/n61_2_2_4_1_1.html)
- American Correctional Chaplains Association
(<http://www.correctionalchaplains.org>)
- Bureau of Justice Statistics Website
(http://www.bjs.gov/content/pub/pdf/p14_Summary.pdf)
- Pew Forum Survey of American Prison Chaplains
(<http://www.pewforum.org/2012/03/22/prison-chaplains-exec/>)